

○能勢町農業振興地域農用地区域内外の照会及び証明に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第1項に基づき設定された農用地区域について、その区域の内外について証明することを目的とする。

(照会)

第2条 照会をする者は、照会書(様式-1)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(1/2500程度)
- (2) 土地登記簿謄本(コピー可)
- (3) 公図(コピー可)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(回答)

第3条 町長は、照会書に記載のある土地が、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域に該当するか否かを確認し、回答するものとする。

(証明願)

第4条 証明を受けようとする者は、用途区分証明願(様式-2)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(1/2500程度)
- (2) 土地登記簿謄本(コピー可)
- (3) 公図(コピー可)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(証明の発行)

第5条 町長は、証明願に記載のある土地が、農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域に該当するか否かを確認し、証明を発行するものとする。

(手数料)

第6条 証明の発行に係る手数料は、能勢町手数料徴収条例(平成12年3月22日条例第4号)第2条に規定する諸証明手数料とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和7年5月23日から施行する。